

学校の新しい生活マニュアル

○基本的な感染症対策を徹底する

感染症対策のポイントは、「感染源を断つ」「感染経路を断つ」「抵抗力を高める」であることを踏まえた取組みを、誰もが実施できるように指導する。また、発熱などの風邪症状がある場合は、登校せず休養するように指導し、あわせて登校後に症状が確認された場合は、速やかに帰宅させ、必ず管理職に連絡し、校内で情報共有をする。

学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員が確認できない所での児童の行動である。改めて、児童が本感染症を正しく理解するとともに感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、また、感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」等の参考資料を活用して、感染症対策に関する指導を継続して行う。

登下校時

登校時の留意点

○児童の登校・在校可能の判断については、以下の通りとする。（予め周知する。）

- ・発熱などの風邪症状※がある場合は、登校を控えていただく。
- ・同居する家族等に濃厚接触の疑いがあり、自宅待機になっている場合（感染の有無は関係なく）は、登校を控えていただく。
- ・登校後、体調不良（発熱の有無は関係なく）を訴えた場合は、経過を観察することなく保護者に連絡し、速やかに迎えにきていただく。

○集団登校は、複数の登校班が横並びで歩かぬよう、1班1列で歩くことを徹底させる。信号（横断歩道）を渡る前後（たまり場）では、どうしても複数の登校班が横並びになるが、可能な限り、指導に努める。

○正門・東門（JA前）付近では、1班1列を守らせ、他の班との間隔も空けるように指導する。北・南下足室において、児童のマスク着用を確認するとともに速やかに靴を履きかえ、静かに教室へと向かうように指導する。

【東門】校務員・教員【正門】校務員・警備員【北・南下足室】教員（2名）

○学級担任は、教室・廊下の窓を開け、換気に努める。

○各教室で「けんこうかんさつカード」を確認し、忘れた児童など必要に応じて検温等健康観察を行う。確認後、児童に手洗いや手指の消毒をさせる。（各学級担任）

○体温が37℃以上または平熱よりも1度以上高い児童等、風邪症状がみられる場合は、中央玄関に児童（遅刻の児童も含む）を誘導し、養護教諭が、検温等健康観察を行う。帰宅させる場合は、直ちに家庭へ連絡し、迎えに来てもらう。

下校時の留意点

○新館北下足室を利用する2・5・6年生、本館南下足室を利用する1・3・4年生が下足室で密集、密接することがないように、学年教員付き添いのもと下学年から順に速やかに下校させる。

※発熱などの風邪症状とは

微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5度前後より高い状態）以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられることをいう。

学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（大東市教育委員会）より

生活

基本事項

- 手洗い、マスクの着用を徹底する。学校生活は、身体的距離が十分にとれない状態がほとんどであり、マスクの扱い方も含め、マスクを外したときの指導（身体的距離を十分にとり、会話を控えること）や手洗い場が密集しないことへの配慮も必要である。
- 教室に入る前（トイレや外遊びの後など）には、必ず手洗いや手指の消毒をすることを徹底させる。正しい手の洗い方を再度、指導する。
- 器具・用具や清掃道具等、共用する物については、使用の都度消毒をするのではなく、使用前後に手洗いを行うように指導する。
- トイレのドアノブ・レバー・トイレットペーパーホルダーなどは、1日1回、教職員で分担し、消毒をする。

- 飛沫感染予防のため、間近で、対面で会話をしたり、近くで大声を出したりさせない。人との距離を空けることを意識させ、密にならないようにさせる。
- 児童と対面する教職員は、飛沫感染防止のためマスクを着用するとともに、常に児童との距離を空けることを意識する。
- 児童の座席は、可能な限り間隔を空けて独立させる。
- 児童のけがの対応は、保健室で行う。体調不良児童の待機場所を、中央玄関階段下に設営する。トイレットペーパー、マスク、手洗い用の石鹸等の補充は、職員室で行う。児童は、保健室及び体調不良児童の待機場所に近寄らない。
- 「けんこうかんさつカード」による検温及び風邪症状の確認の徹底を、各家庭に啓発するとともに教職員自身も同様に習慣づける。
- 多くの児童が共通して手にする物を使ったり、配布物や提出物を児童に配らせたり、集めたりすることは、極力させないようにする。
- 換気は、エアコン使用時においても行い、可能であれば2方向（対角線上が望ましい）の窓や扉を開放する。ただし、必ずしも窓・扉を広く開ける必要はない。（※窓・扉の開放率が10%を下回らない。）気候上困難な場合は、30分に1回（5分程度）、窓・扉を全開する。※窓・扉の開放率…窓・扉の面積に対する開放部の面積比率
- 職員室等において、教職員の多くが、よく手に触れる箇所や共用物（電話、FAX、ポット、印刷機、プリンター、コピー機など）を1日に1回消毒する。また、職員室も同様に、対角で2方向の窓を常に開放するなど、十分な換気を行うとともに別室を利用するなど、職員室内で一度に、対面で飲食することを控える。

給食

- 本校の感染症対策における「給食指導マニュアル」（2学期版）に基づいて行う。

掃除

- 清掃活動を行う際には、換気を行い、マスクを着用したうえで実施する。また、清掃道具等、共用する物については使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。
- 多くの児童等が手を触れる箇所（ドアノブ・取っ手、スイッチ、蛇口など）は、家庭用洗剤等を用いて拭くようにする。机や椅子についても、同様に行う。
- トイレの床掃除は、掃き掃除を基本とし、週に1回、乾式・湿式に応じて、水と洗剤を使った掃除を行う。便器等は、家庭用洗剤等を用いて擦ったり、拭いたりするようにする。

休憩時間

- 運動場での外遊びは、体育の学習内容に合わせ、段階的に身体接触を伴う場面が多い運動や児童が密集する運動を取り入れる。マスクの着用についても、体育の学習時と同様の取扱いとする。
- 外遊びの後、教室に入る前に手洗いや手指の消毒を徹底する。
- 教室から運動場に出る時間、運動場から教室に戻る時間に時間差を設ける工夫をし、北・南下足室や手洗い場での密集を避ける。北・南下足室においては、速やかに靴を履きかえ、静かに教室へと向かうように指導する。（各学級担任）

授業

全般

- ①換気の悪い密閉空間、②手の届く距離に多くの人が密集、③近距離での会話や発声という3条件が同時に重なることを徹底的に回避するように配慮する。
- 児童の座席は、可能な限り間隔を開けて独立させ、対面にならないようにさせる。
- 近距離で一斉に大きな声を出す活動（話す・読む・歌う等）は、控えるようにする。
- ペアワーク、グループワークについては、指導者としての意図を明確にしたうえで、一定の距離を保ち、対面にならないように工夫し、声量を落として、短時間で交流させるのであれば、とり入れてもよい。
- グループ活動が主、音読が主となる単元は、指導計画の中で指導の順序を変更する。
- 特別教室（理科室・音楽室・家庭科室・図書室等）の使用前後に手洗いや手指の消毒をさせ、机や椅子については、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を清掃活動で行うことで消毒作業に代替する。
- 特別教室にある共用の楽器、実験器具、調理器具、パソコン等の共用の教具・器具・機器等及び図書室の書籍の扱いについては、使用前後に手洗いや手指の消毒をさせる。
- 授業時数を確保し、子どもと向き合う時間を生み出すための工夫をする。
 - ・授業日数増→長期休業日の短縮
→土曜授業
 - ・授業時間増→週当たりのコマ数の増加（水曜日の6時間授業：4・5・6年生）
→朝・昼のモジュール学習の活用
→授業時間の変更（1コマ40分）
→給食日の増加

教科

- 音楽は、歌唱の活動では、換気をしている部屋で、一人一人の間隔をできる限り空け、人がいる方向に口が向かないようにして、マスクを着けたまま歌う。呼気を伴う器楽演奏の活動では、換気をしている部屋の窓近くで5人程度に限定し、一人一人の間隔をできる限り空けて演奏させる。ともに、長時間連続した活動にならないようにする。楽器を共用する場合は、使用前後に手洗いや手指の消毒を徹底させる。
- 理科は、理科室での実験・観察を控え、教師による演示やICTを効果的に活用して進める。実験器具を共用する場合は、使用前後に手洗いや手指の消毒を徹底させる。
- 体育は、可能な限り運動場で授業を進めたり、体育館で授業をする場合は十分に換気を施したりしながら進め、児童が集合・整列する場面を少なくしたりするなどの工夫も行う。また、共用する体育用具・器具の扱いについては、使用前後に手洗いや手指の消毒を徹底させる。

○体育における身体接触を伴う場面が多い運動や児童が密集する運動については、身体接触が少なくなるようにルールを工夫したり、身体的な距離が確保できるような学習方法や場の設営を工夫したりしながら取り組む。また、教え合う場面では、伝え方を工夫するとともに不必要な会話や発声を行わないようにする。

「学校再開後における実技指導を伴う体育の授業に関する留意事項」（大阪府教育庁保健体育課）参照

○運動時における児童のマスクの着用については、十分な呼吸ができなくなるリスクや、熱中症になるリスクも指摘されており、必要なしとするが、着用を希望する児童にはマスクを着用させる。ただし、マスク着用時に呼吸が苦しい様子が見られる場合は、活動を中止し必要に応じてマスクを外し、他の児童との距離を1～2m以上確保し、休憩させる。また、マスクを外しているときは、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないようにさせる。加えて、水分補給が必要な時期においては、水筒と汗拭きタオルをセットに持たせる。

「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（スポーツ庁政策課学校体育室）参照

児童の出席停止等の考え方

学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（大東市教育委員会）より

◎校長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする。

児童において、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合は、当該児童を出席停止とする。児童の同居者が濃厚接触者として認定された場合、当該児童の登校については、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。

①児童（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止期間の基準】

- 感染の場合 開始日：感染の判明した日
但し、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日
終了日：専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき
- 濃厚接触の場合 開始日：濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日）
終了日：症状が出なければ、保健所に指示された期間
（目安：開始日から起算して2週間）
期間中に感染が判明すれば、「感染の場合」の期間へ

②児童（本人）に発熱等かぜ症状※が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止期間の基準】

- 本人に発熱等かぜ症状※がある場合
開始日：症状の出た日
終了日：解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌日
※症状が続く場合、新型コロナ受診相談センターへ要相談

		発症日				
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
A	2日目に 快癒した場合	症状あり	快癒	快癒後	快癒後	
		出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
B	3日目に 快癒した場合	症状あり	症状あり	快癒	快癒後	快癒後
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

なお、身近に児童生徒等の様子を見る中で、新型コロナウイルスへの感染が疑われるものではないと判断できるものであれば、症状が治まった後、すぐに登校させてもかまわない。

- （例）明らかに食べ過ぎによる腹痛である、普段から頭痛症状を持つ児童生徒等である、医師の診断の結果（新型コロナウイルス感染に起因するものではなく）「登校しても大丈夫」と言われているなど。

○症状が続き、新型コロナ受診相談センターへ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となり、解熱剤などを服用せずに
快癒した日の翌日

○新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間
⇒ 感染が判明すれば「①」へ